

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Mar. 2025 vol.143

3月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

春の足音を 感じながら

寒さが和らぎ春の訪れを感じる季節となりました。2月は記録的な大雪に見舞われ、交通の混乱や雪かきに苦労された方も多かったのではないのでしょうか。一方で、寒暖差が大きく体調を崩しやすい時期でもあります。朝晩の冷え込みには注意しながら、快適に過ごしたいですね。3月20日は春分の日。一般的には「昼と夜の長さが同じになる日」といわれ、この日を中心とした一週間はお彼岸です。「暑さ寒さも彼岸まで」という言葉があるように、春分を迎えると寒さも和らぎ、本格的な春の訪れを感じられるようになります。春本番まであと少し。体調管理をしっかり行いながら、新しい季節を楽しみましょう。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC



令和7年度税制改正② 防衛特別法人税の創設

わが国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、防衛力の抜本的強化と、それに伴う防衛費の安定的な確保を目的として、財源確保のための税制措置として『防衛特別法人税(仮称)』が創設されることとなりました。今月はこちらの内容をご紹介します。

1 防衛特別法人税の概要

計算方法

■ 防衛特別法人税額 = (基準法人税額 - 基礎控除額(年500万円)) × 4%

- 基準法人税額とは、所得税額控除・外国税額控除などを適用しないで計算した法人税額をいいます。
- 通算法人の場合の基礎控除額は年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で按分した金額です。
- 中小企業への配慮として、基礎控除額が設定されています。これにより法人税額が500万円以下(所得2,400万円前後)の法人は課税対象外となります。

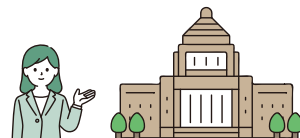
実務上の留意点

- 申告期限や納期限は法人税と同一です。令和9年4月1日以後に開始する事業年度からは、法人税の中間申告をすべき法人は、防衛特別法人税の中間申告も必要となります。
- 改正法案の成立時期により、税効果会計への影響についても留意が必要です。

2 適用時期

■ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、当分の間適用されます。

※令和7年度税制改正法案は、令和7年3月1日現在、国会で審議中です。
今後、法案が成立した後に内容が変更される可能性にご留意ください。



MUKAI NEWS!

「オープンカンパニー」を実施しました!

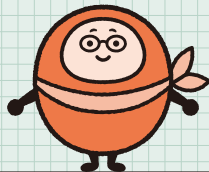
むかいアドバイザーグループの吉田です。先日、新卒採用向け会社説明会「オープンカンパニー」を初めてオンラインで開催しました。当日は会社概要やグループ理念、税理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士の仕事内容を分かりやすく説明し、弊社の特徴であるワンストップサービスの効果についても紹介しました。また、若手社員によるインタビューも行い、参加した学生の皆さんに弊社で働く具体的なイメージを持っていただけたと思います。今回の説明会を通じて弊社への理解が深まり、多くの方に応募いただければ嬉しいです。準備に携わった社員の皆さん、本当にお疲れ様でした!



むーマンの相続相談室

テーマ：家族仲が良くても遺言書は必要か？

お悩み
解決！



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けられてる。

Question

遺言書を作成しておいた方が良いという話をよく聞きますが、私の家族は仲が良く特に相続のことで問題になりそうなことはありません。そのような場合でも遺言書があった方がいいのでしょうか？



太郎さん



むーマン

円満な家庭であれば、相続も問題なく進むと思われるかもしれませんが、しかし、相続というのは感情が絡む非常にデリケートな問題なので、実際には予期しない事態が起こることもあります。例えば、ご相続が発生したときに、遺産分割を巡って意見が分かれたり、感情的になったりすることはよくあります。そのようなケースを見ているからこそ、たとえご家族が円満でも遺言書を作成することを強くお勧めしています。遺言書を作成することで太郎さんの意思が明確に伝わり、相続人間での誤解や争いを避け、スムーズに相続を進められるのです。お元気な間はご自身の相続対策を考えるのは後回しになりがちですが、相続は予測できないタイミングで発生するものなので、早めに作成しておくことが非常に重要です。

特に以下のいずれかに当てはまる方は、遺言書を作成しておかれるとよいでしょう。

予期しない
事態がある!?

項目を チェック!

- 1 子どもが複数いる場合
- 2 再婚していて前妻・前夫との子どもがいる場合
- 3 独身または子どもがいない場合
- 4 事業を営んでいる場合
- 5 身体的・精神的に支援が必要な家族がいる等、家族に特別な配慮が必要な場合
- 6 遺産が不動産や株式などの複雑な資産を含んでいる場合
- 7 自分の希望に基づいた葬儀や埋葬方法を指定したい場合
- 8 寄付をしたい場合
- 9 相続人以外の人へ財産を遺したい場合
- 10 相続人に遺す財産の分配を自分で決めたい場合

遺言書を作成することで相続時の無用な争いを防ぐことができるなら、早めに準備しておくのが良さそうですね。



太郎さん



むーマン

そうですね。万が一に備えて、今のうちから準備しておくことが非常に大切です。また、太郎さんがお亡くなりになった後、実際に遺言書の内容に基づいてご相続人様へ遺産を引き継ぐところまでを見越して、最適な内容で作成することも重要です。遺言書の作成をご検討される際は、ぜひ専門家にご相談ください。

むーマン
から一言!

WEBからも
ご予約可能!

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「まねる」

徳川家康という人は、ずいぶんえらい人であった。人によっては好ききらいもあるかもしれないが、ともかくも天下を安定させ、三百年の治世の基礎をきずいた。しかし、家康がえらいからといって、そのままこれをまねようとするのは、これはいささか見当ちがいである。家康なればこそあの道が歩めたのである。ものをおぼえることは、まねることから始まる。しかしウリのつるにナスはならない。柿の種をまけば柿がなり、梅の木には梅の花が咲く。人もまたみなちがう。人それぞれに、人それぞれの特質があるのである。大事なことは、自分のその特質を、はっきり自覚認識していることである。その自主性がほしい。まねることは、その上に立ってのことであろう。

(引用「道をひらく」 松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者 / 税理士・行政書士 向 智大

代表者 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています